

放牧の取り組みに活用できる補助事業及び制度資金（H17）

事業名	事業主体	対象地	事業内容
生産振興総合対策事業 （国庫） （自給飼料増産総合対策事業）	市町村 農協 公社 営農集団 等	水田 畑 原野 山林等	放牧拡大対策(補助率：国50%・県13.5%以内) モデル経営の実証展示に必要な放牧利用条件の整備 未利用地活用拡大対策 (a)傾斜地等活用整備(国：70千円/10a) 傾斜地等を蹄耕法により草地造成 (b)野草放牧地整備(国：10千円/10a) 未利用地野草放牧地等の整備 (c)耕作放棄地活用整備(国：50千円/10a) 耕作放棄地等を刈払機等により整備
水田農業構造改革対策 （国庫）	地域協議会	転作田	耕畜連携推進対策（国：13千円/10a） 助成対象：転作実施しており、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している認定農業者・生産集団等 転作田における放牧（助成対象者の放牧頭数が1ha換算で24ヶ月以上の成牛2頭以上であり、放牧期間が延べ90日以上）
長崎の米づくり改革事業 （県単）	農業者	転作田	転作定着推進事業（県：5,000円/a） 水田放牧を行うための永年性放牧草の播種並びに牧柵設置
農林金融制度資金	農業者等	水田 畑 原野 山林等	農業改良資金（無利子） 農業近代化資金 農林漁業金融公庫資金

事業内容及び補助率等については、毎年度、見直しが行われますので、事前に御相談下さい。

連絡先

まずは、お近くの農業改良普及センターへご相談下さい。

- 長崎農改（095-846-4388）
- 県央農改（0957-22-0389）
- 島原農改（代表：0957-63-0111）
- 県北農改（0956-41-2033）
- 五島農改（0959-72-5115）
- 杵岐農改（0920-45-3030）
- 対馬農改（0920-52-4011）

作成協力機関：県農業経営課・県畜産試験場・中央家畜保健衛生所・（社）長崎県畜産協会